

施設の一時使用における条件

- (1) 使用者（施設を使用しようとする者。以下同じ。）は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 使用者は、使用承認のあった施設を第三者に転貸してはならない。
- (3) 使用者は、施設を承認された使用目的外に使用してはならない。
- (4) 法人が施設の管理上必要があると認め、使用中の施設に立ち入り指示したときは、それに従わなければならない。
- (5) 使用者は、施設の使用が終了したときは、必ず指定した期日までに原状回復の上、その施設を明け渡さなければならない。ただし、法人が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 使用者が、施設の使用期間を変更しようとするとき、又は使用を中止しようとするときは、事前に当該固定資産管理責任者の承認を受けなければならない。
- (7) 次の各号の一に該当する場合は、使用承認を取り消し、又は使用期間を変更することがある。その場合、使用者は速やかに施設を明け渡さなければならない。
 - (1) 使用目的と相違し、又は使用条件を遵守しないとき。
 - (2) 使用料を期限までに支払わないとき。
 - (3) 法人において当該施設を必要としたとき。
 - (4) その他管理運営上支障があると認められたとき。
- 2 前項に規定する使用承認の取消し又は使用期間の変更により、使用者にいかなる損害が生じても法人はその責を負わない。
- (8) 使用者は、使用期間中に生じた一切の事故についてその責任を負い、相当の弁償をしなければならない。ただし、不可抗力による災害については、この限りでない。
- (9) 使用者は、施設を損傷させたときは直ちに詳細な報告書を固定資産管理責任者に提出し、その指示に従うものとする。
- (10) 使用者は、施設の使用期間中に知り得た情報を漏洩してはならない。漏洩した場合は、遅滞なく固定資産管理責任者に報告しなければならない。
- (11) 漏洩等により法人が損害を被った場合は、その損害に対する賠償を要求することがある。
- (12) 法人を受取人とする損害保険契約を締結させる等の条件を付した場合は、使用者はそれに従わなければならない。
- (13) 使用者が故意又は過失によって施設を損傷したときは、法人の指示に従って速やかに修理または法人が認定した額を弁償しなければならない。